

令和8年度インバウンド向けコンテンツ・プロモーション等整備事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和8年度インバウンド向けコンテンツ・プロモーション等整備事業業務委託

2 事業の目的

令和8年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図ることを目的として、川崎市内のインバウンド向けコンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）の造成、販売、プロモーション及びガイド養成を行うことで、訪日外国人の誘致及び受け入れ環境を整備し、市内における観光消費額の拡大を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

コンテンツの造成・販売・プロモーション及びガイド養成について、必要な実施体制を構築し、川崎市観光協会（以下、「観光協会」という。）と協議の上、次のとおり業務を実施すること。

（1）コンテンツの造成・販売

以下に掲げるコンテンツの中から5本以上、海外OTAにて販売を行う。

ア 令和7年度事業で造成したコンテンツ (<https://kawasakitour.com/>)

イ アのうち、より魅力的で需要にマッチしたものになるよう、内容、プロモーション及び販売方法について、受託者が改善したコンテンツ

ウ 川崎市内の施設や事業者独自の魅力（体験、食、イベント等）を生かし受託者が新たに造成したコンテンツ

【実施における留意点】

- ① ターゲットは、体験ツアーに参加する傾向が強く、川崎市において国籍別の来訪割合の比較的高い欧米豪とし、販売ページやプロモーションにおける言語は英語とする。
- ② 東京都心や羽田空港に近い優位性を生かした誘客のため、数時間から半日程度の短時間かつ申込締切日と催行日の間が短いコンテンツであること。
- ③ コンテンツの改善・造成に際しては、観光協会と連携し、コンテンツを提供する地域の観光施設、事業者、川崎市（以下、市）の各観光施設等を所管する部署等と連携体制を構築し、情報収集すること。
- ④ コンテンツの改善・造成にあたって、受託者が視察や体験を行う場合、体験に要する費用は委託費用から支払うこと。
- ⑤ 販売可能な対象市場がアメリカ、中国、韓国、台湾、香港、タイ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリアに対応している海外OTAであること。単一のOTAで対応できない場合、対応可能な別のOTAサイトに情報を転載し、販売してもよい。なお、①に示すとおり、本事業における主なターゲット市場は欧米豪とする。

- ⑥ 販売数が5本を下回った場合、減額の有無及び金額については、達成状況を踏まえ、観光協会と受託者の協議により決定する。
- ⑦ 「販売」とは、海外OTAに掲載したものをカウントする。
また、集客やレビューの獲得のため一定期間割引で販売する場合もカウントする。
この場合にコンテンツを提供する地域の観光施設や事業者の承諾がない限り、施設や事業者に対し適切な費用を支払うこと。
- ⑧ コンテンツの販売及び実施について、必要な資格を有し適切に行うこと。
- ⑨ 販売したコンテンツが催行に至った場合は、適切に実施すること。販売で生じた利益は受託者のものとする。
- ⑩ 販売、改善したコンテンツについては、本事業終了後も海外OTAに継続的な掲載を目指すものとし、実施できる体制を維持すること。ただし、コンテンツ提供者の過失及び事業終了、不掲載申し出等の場合や、海外OTA側から販売実績の少なさ等の理由により掲載を削除された場合を除く。
継続掲載期間：令和12年3月31日まで
- ⑪ 海外OTA側から削除された場合は、再度の掲載や、コンテンツや掲載内容の簡易な修正で掲載が継続できる場合は、対応するものとする。
- ⑫ 当該販売期間に、観光協会及び他の事業者がこれらのコンテンツを販売することは妨げられない。
- ⑬ 販売・造成・改善にあたって撮影した写真及び動画は、本事業における使用の他、観光協会が実施するプロモーション等（Web、SNS、印刷物等）も含めて使用できるよう、相手先に了承を得ることとし、観光協会に共有すること。

(2) コンテンツのプロモーション

以下に掲げるコンテンツの中から8本以上について、認知度向上及び販売促進のためのプロモーションを行うこと。

ア (1)において販売するコンテンツ

イ 令和6年度及び令和7年度「かわさきインバウンドビジネス実践講座」において、受講者が造成したコンテンツ。

※対象のコンテンツは、受託後、観光協会より情報提供し、両者の協議の上決定する。

【プロモーションの内容】

- ① SNSによる情報発信
- ② 投稿するリール動画の作成
- ③ 川崎市内や近隣地域の在住外国人コミュニティに対するプロモーション、海外向け有力メディア掲載、インフルエンサーによる情報発信、各種広報物の制作及び配架依頼、ファムツアーの実施、旅行博出展、及び業者が提案するプロモーション等から、効果的な手法を検討し、情報発信を行うこと。

※コンテンツ販売及び実施状況（参加者数、地域、反応等）を分析し、状況に応じて適宜実施方法やプロモーション内容等を見直すこと。

(3) コンテンツ実施のためのガイド養成

(1)において販売するコンテンツについて、需要に対応した催行を可能とするため、必

要な知識及び技能を有するガイドの養成を行う。

具体的には、以下の研修を実施する。

ア 基礎知識習得研修

安全管理、ホスピタリティ等ガイドに求められる知識・スキル、及び対象コンテンツに関する知識等を習得するための講義型研修を実施する。

イ 現地実地研修

コンテンツの実施場所において、現地での動線や案内方法等を学ぶ実地研修を行う。

ウ ガイド実施能力の確認を目的とした実践研修

受講者が実際のコンテンツ実施においてガイド業務を行うことで、実践力の向上を図るとともに、受託者はこれに同行し、実践力の確認及び評価を行う。

※ガイドを養成するコンテンツの優先順位や本数、養成対象人数については、観光協会と協議の上決定する。

※本ガイド養成の対象者は、主に令和6年度及び令和7年度「かわさきインバウンドビジネス実践講座」の受講者より希望者を募ることとする。

5 事業のKPI

下記項目をKPI（目標値）として設定し事業を実施すること。

- (1) コンテンツの販売 5本以上
- (2) コンテンツの催行 8回以上
- (3) SNSプロモーション 計10万リーチ以上
- (4) リール動画 8本以上
- (5) 4(2)③で実施する効果的な情報発信 1回以上

6 成果物の提出

本事業終了後、契約期間内にて、下記の記載事項を盛り込んだ報告書等成果物を電子データにより提出すること。なお、報告書及び成果物の一部や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・ワード・エクセル形式など、観光協会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(1) 報告書

報告書には、以下の事項を必ず記載すること。

- ア 4 業務内容に記載する事項についての実施内容及び事業実績
- イ コンテンツの実施可能性に関する分析
- ウ 今後の展開についての改善提案
- オ 上記の他、観光協会が指示したもの

(2) 動画データ

4(2)で作成したリール動画について、観光協会がプロモーション（SNS、Web、イベント等）に使用できる内容・データ形式にて提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、委託事業の実施に当たっては、随時、実施内容を観光協会と協議しながら進め、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
- (2) 業務に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、観光協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。
- (5) 本仕様書に明示のない事項についても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (6) 本事業で情報発信及び素材収集した制作物は、観光協会及び市が川崎市の魅力を国内外に紹介する目的で使用する場合には原則二次利用可能なものとする。ただし、その性質上、利用が困難と認められる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

以 上